

※老齢福祉年金、遺族年金、障害年金などは特別徴収の対象となりません。

特別徴収となる方は、年間の保険料額を3回に分けて10月、12月、翌年2月の年金支払分から天引きします。

(1回あたりおよそ2ヶ月分を天引きすることになります)

第1回目の天引きは10月です。

保険料の算定に関する基準

段 階	対 象 者
第 1 段 階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の場合など
第 2 段 階	●世帯全員が住民税非課税の場合など
第 3 段 階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の場合など
第 4 段 階	●本人住民税課税で前年の合計所得金額が250万円未満の場合など
第 5 段 階	●本人住民税課税で前年の合計所得金額が250万円以上の場合

各年金支払月ごとの保険料額

(単位：円)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
第 1 段 階	1,600	—	1,500	—	1,500	—	4,600
第 2 段 階	2,300	—	2,300	—	2,300	—	6,900
第 3 段 階	3,100	—	3,000	—	3,000	—	9,100
第 4 段 階	3,800	—	3,800	—	3,800	—	11,400
第 5 段 階	4,700	—	4,500	—	4,500	—	13,700

(2) 普通徴収

特別徴収の条件に該当しない方は普通徴収となります。

納付書が10月から毎月送付されますので、金融機関に納めていただくこととなります。

(口座振替の手続きをすでにお済みの方は、口座から引落としとなります。)

納 期 限	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期
	10月31日	11月30日	12月25日	1月31日	2月28日	4月2日

介護保険料についての通知書は

特別徴収者の方には、9月中旬に発送済です。

普通徴収者の方には、今月中旬に発送予定です。

※なお、開始通知書は今月上旬発送予定です。



お問い合わせ先 税 務 課 ☎ 82-5716 (直通)

平成12年10月から高齢者の方も保険料を納めます

介護保険では、介護を国民みんなで支えるため、高齢者の方も含め40歳以上のすべての方に、保険料を納めていただくことになっています。

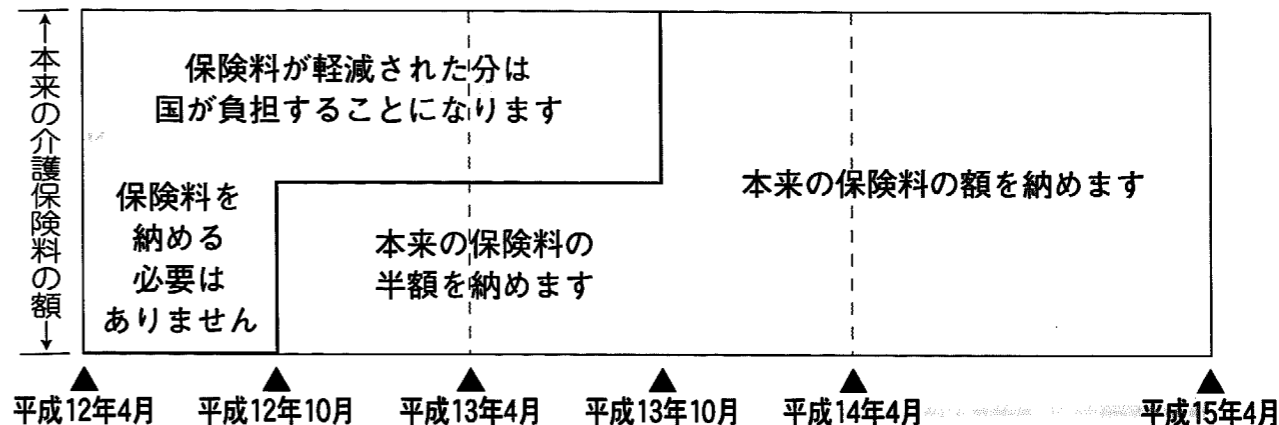
【平成12年10月から保険料を納めることとなります】

65歳以上の方については、介護保険の円滑な施行のための特別対策として、介護保険の新しいサービスの利用の仕方などになれ、理解をいただきながら保険料を負担していただけるよう、

●平成12年4月から9月までの半年間は保険料を納めなくてもよいこと

●平成12年10月から平成13年9月までの1年間は、本来の保険料の半額を納めることとなります。よって、平成13年10月からは、本来の保険料を納めていただくこととなります。

【平成12年度～14年度の65歳以上の方の保険料の額】



【保険料の納め方】

保険料の納め方には、年金からの天引き（特別徴収）と、口座振替または納付書による納付（普通徴収）があります。

(1) 特別徴収

特別徴収とは、年金支払者（特別徴収義務者）が、年金を支払う際にその年金から介護保険料を天引きし、まとめて市町村に納入することをいいます。

次のいずれかの条件にも該当する方は、特別徴収となります。

◎ 平成12年4月1日現在65歳以上で、厚生年金や共済年金の老齢退職年金等の受給額が年額18万円以上の方。

◎ 平成12年4月1日現在において、岩室村内にお住まいがあり、年金支払い者に正しい住所などを届け出ていること。